

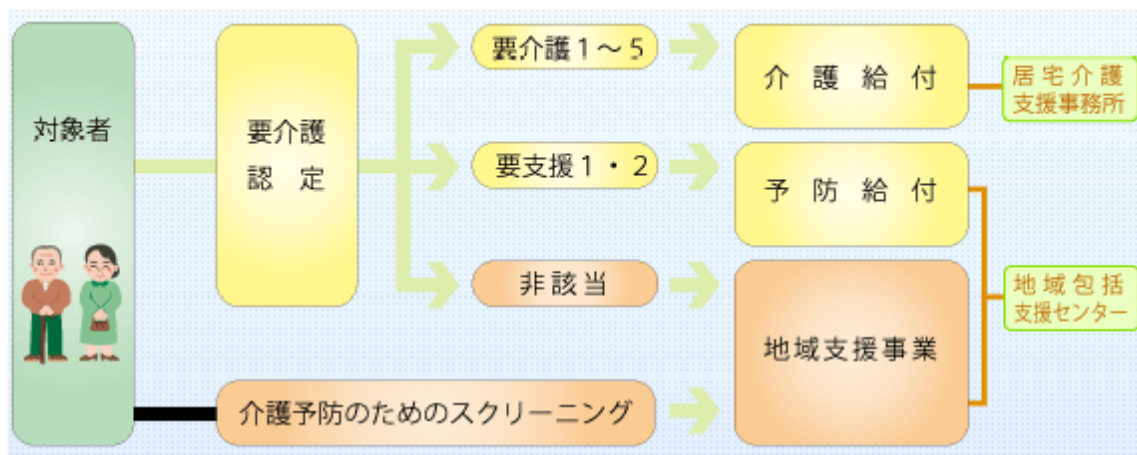
## 介護保険制度の仕組み

65歳以上の方及び40歳以上64歳以下の特定疾病の方は、介護保険の適用を受けると、福祉用品のレンタル費用の1割の負担でレンタルサービスを受けることができます。

### 介護保険の対象になる人

- 65歳以上で要支援1・2または要介護1～5と認定された方
- 65歳以上で介護が必要となる可能性がある方
- 40歳以上64歳以下で特定疾病を有し要支援1・2または要介護1～5と認定された方

### 介護保険制度の流れ



### 支給限度額

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
限度額	4,970 単位/月	10,400 単位/月	16,580 単位/月	19,480 単位/月	26,750 単位/月	30,600 単位/月	35,830 単位/月

### 第2号被保険者の「特定疾病」

筋萎縮性側索硬化症	後縦靭帯骨化症	骨折を伴う骨粗鬆症	初老期における認知症
脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症	早老症	糖尿病性神経障害
脳血管疾患	パーキンソン病関連疾患	閉塞性動脈硬化症	関節リウマチ
慢性閉塞性肺疾患	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	多系統萎縮症	がんの末期